

「とくしま食べきるんじょ協力店」登録制度実施要領

第1条 目的

食品ロス削減に向け、「食べきりの呼びかけ」や「食べきれる量の提供」など、エシカル消費の実践・普及に取り組む飲食店等を「とくしま食べきるんじょ協力店（以下「協力店」という。）」として登録し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図る。

第2条 登録対象

県内で営業する飲食店及び宿泊施設等

第3条 登録要件

仕入れ時の適量発注や、食材の使い切りなど、事業者自らが食品ロスの削減に努めるとともに、次に掲げる項目のうち2つ以上を実践すること

〈食べきりの呼びかけ〉

- 注文受付時の適量注文の呼びかけ
- 完食を促す呼びかけ
- 宴会時の「3010運動」実施の呼びかけ

〈食べきれる量の提供〉

- 希望に応じた「ごはん」の量の調節
- 小盛りメニュー・ハーフサイズメニュー等の設定

〈啓発活動の実施や情報発信〉

- ポスターの掲示、チラシの配布
- ホームページ、SNSでの情報発信
- 店内放送

〈その他〉

- 完食した顧客に対する特典の付与
- その他（ ）

第4条 登録の申請

「とくしま食べきるんじょ協力店」として登録を受けようとする事業者は、登録申請書(様式第1号)を徳島県生活環境部サステナブル社会推進課へ提出する。

第5条 登録

県は、登録申請書の提出があったときは、内容を審査し、登録要件を満たしていると認められた場合は、「とくしま食べきるんじょ協力店」として登録し、県ホームページに掲載するとともに事業者へ登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）及び協力店マーク（以下「マーク」という。）を交付する。

第6条 協力店の役割

協力店は、マークを店頭に掲示し、来店客に対し食べきりによる食品ロス削減を啓発するとともに、県が実施する普及啓発等に協力するものとする。

第7条 登録内容の変更

協力店は、登録した内容に変更があった場合は、「とくしま食べきるんじょ協力店」登録内容変更届（様式第3号）を徳島県生活環境部サステナブル社会推進課へ提出しなければならない。

第8条 登録の取消

- (1) 協力店は、取組内容が実践できなくなった場合や、店舗を廃止する等の理由で取組を中止する場合は、「とくしま食べきるんじょ協力店」登録中止届（様式第4号）を徳島県生活環境部サステナブル社会推進課へ提出しなければならない。
- (2) 県は、協力店が登録条件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行うなど、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。
- (3) 登録を中止又は取り消された事業者は、登録証及びマークを県に返納しなければならない。